

ねんきんナビ

確定申告には社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の添付を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となり、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。社会保険料控除を受けるには、支払いを証明する書類の添付が必要です。

令和3年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されています。また、10月1日から12月31日までの間に令和3年中に初めて国民年金保険料を納付した方は、2月上旬に送付されますので、申告する際にお使いください。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。

☎ねんきん加入者ダイヤル
0570(003)004
03(6630)2525

大網病院からのお知らせ

◆来院される皆さんへ
感染経路が特定できない新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」の拡大を受け、大網病院では来院する方に引き続きご理解、ご協力を願っています。

◆面会制限
入院患者の方を守るため、原則、面会をお断りしています。
◆検温等の実施
新型コロナウイルス感染症の予防のため、玄関口にて来院した全ての方に検温・手

◆売店の出店者を募集
大網病院内の売店の出店者を募集します。詳細は大網病院ホームページをご覧ください。
☎市立大網病院 0475(72)1121

4月1日から都市計画法に基づく開発許可等に関する事務を行います

本市は、千葉県知事からの権限移譲を受け、4月1日から都市計画法に基づく開発許可などの事務を行う「事務処理市」となるため、市街化調整区域における新しい許可基準を定めた条例を制定します。

◆条例の一部を紹介します
▼既存適法建築物の増改築
都市計画法第34条第13号に規定される「既存の権利(既得権)」等による「属人性」の連たんが確認できる区域)における自己用住宅の建築は、市街化調整区域に区分された時からその土地を所有してい

◆既存取落内の自己用住宅
既存取落(40以上の建築物の連たんが確認できる区域)における自己用住宅の建築は、市街化調整区域に区分された時からその土地を所有してい

た方に限られていましたが、市条例では新たに売買で土地を取得した方でも、敷地面積や接道の条件を満たすことで自己用住宅の建築が可能となります。



※詳細は問い合わせください。
☎都市整備課開発審査準備班 0475(70)0363

令和3年分公的年金等の源泉徴収票の発送

令和3年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取った皆さんに、令和3年分として支払った年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする源泉徴収票を、日本年金機構から1月中に発送しています。これは、所得税の確定申告の際に必要となりますので、ご利用ください。

☎千葉年金事務所 043(242)6320

下水道使用料の改定

下水道事業は、令和2年度から公営企業会計に移行し、公共下水道、農業集落排水およびコミュニティ・プラントの3つの事業を一体的に運営しています。

下水道を適正に維持するために必要な費用は、主に下水道使用料により賄っていますが、下水道使用料が不足している状態となっており、不足分を一般会計からの繰入金(税金など)で補っている状況です。

このことは、下水道を使用できない区域の方にもご負担をいただくため、負担の公平性を欠き、他の行政経費を圧迫することにもなります。

そのため、下水道事業会計の経営基盤を強化するとともに、一般会計からの繰入金を削減するため、令和4年4月1日から下水道使用料を改定します。なお、改定後は公共下水道、農業集落排水およびコミュニティ・プラントの使用料体系を統一し、同一使用料となります。

ご理解とご協力をお願いします。

▶使用料改定日=4月1日(金)

※下水道使用料は通常2か月分をまとめて請求するため、改定日が含まれる算定期間にかかる使用料は、4月1日を基準とした日割計算を行い、使用料を算定します(図参照)。

詳細は市ホームページをご覧ください。

☎下水道課管理班 0475(77)6880

1か月当たりの下水道使用料(単価)の改定内容

【公共下水道】

旧使用料(単価)		
使用料区分	水量区分(m ³)	使用料
基本使用料	0 ~ 10	1,400
	-	-
従量使用料	11 ~ 20	150
	21 ~ 30	160
	31 ~ 50	180
	51 ~ 100	190
	101 ~ 500	210
	501 ~	230

新使用料(単価)			
使用料区分	水量区分(m ³)	使用料	改定額
基本使用料	-	1,500	+100
	1 ~ 10	25	+25
従量使用料	11 ~ 20	155	+5
	21 ~ 30	180	+20
	31 ~ 40	200	+20
	41 ~ 50	210	+30
	51 ~ 100	220	+30
	101 ~ 500	240	+30
	501 ~	260	+30

【農業集落排水とコミュニティ・プラント】

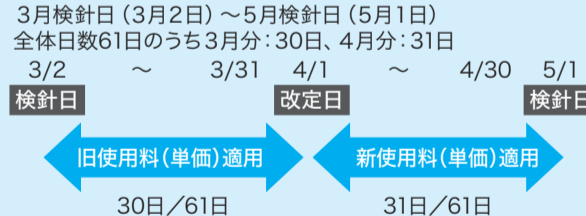
旧使用料(単価)		
使用料区分	水量区分(m ³)	使用料
基本使用料	0 ~ 10	1,400
	-	-
従量使用料	11 ~ 20	150
	21 ~ 30	160
	31 ~ 40	170
	41 ~ 50	180
	51 ~	200

新使用料(単価)			
使用料区分	水量区分(m ³)	使用料	改定額
基本使用料	-	1,500	+100
	1 ~ 10	25	+25
従量使用料	11 ~ 20	155	+5
	21 ~ 30	180	+20
	31 ~ 40	200	+30
	41 ~ 50	210	+30
	51 ~ 100	220	+20
	101 ~ 500	240	+40
	501 ~	260	+60

2か月当たりの下水道使用料(税込)

使用水量(m ³)	旧使用料(円)	新使用料(円)	増加額(円)
0	3,080	3,300	220
10	3,080	3,574	494
20	3,080	3,850	770
30	4,730	5,554	824
40	6,380	7,260	880
50	8,140	9,240	1,100
60	9,900	11,220	1,320

図:5月請求分(3月~4月の2か月分)の日割計算例



大網病院の文書料および特別室の料金を改正

大網病院では、診断書や証明書の発行にかかる文書料および市外の方が特別室を利用した場合の使用料を利用者の皆さんから負担いただいておりますが、県内の国保病院との均衡を図ることを目的に「大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例」を改正し、料金を次のとおり見直します。

▶施行日=4月1日(金)

※施行日前の料金は従前の例によります。

※文書は「交付日」ではなく「申請日」を基準とします。

▶改正内容=別表のとおり

大網病院ホームページをご覧ください。

詳細は問い合わせください。

☎市立大網病院 0475(72)1121

●文書料

改正前

文書名	内容	数量	料金
死亡診断書	戸籍届出用	2通まで	2,200円
	その他	1通	1,100円
死体検案書	診療時間内	1通	5,500円
	診療時間外(深夜・休日除く)	1通	6,600円
	深夜(22時~6時)	1通	16,500円
	休日(6時~22時)	1通	11,000円
診断書	障害認定の診断書	1通	5,500円
	生命保険加入診断書	1通	3,300円
	その他	1通	2,200円
証明書	複雑なもの	1通	1,100円
	その他	1通	550円

改正後

文書名	数量	料金
一般診断書	1通	2,200円
死亡診断書	1通	3,300円
保険会社関係の診断書・証明書	1通	5,500円
就労関係の診断書・証明書		
自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書		
交通事故診断書		
年金関係診断書		
後遺症障害診断書		
身体障害診断書		
特定疾病診断書	1通	6,600円
その他複雑な診断書		
死体検案書	1通	2,200円
一般証明書	1通	1,100円
簡易な証明書	1通	1,100円

●特別室使用料

改正前

特別室	市内在住	市外在住
特室	11,000円	12,100円
1人室	5,500円	6,050円
2人室	2,750円	3,025円
2人室(1人で使用)	4,125円	4,537円

改正後

特別室	市内在住	市外在住
特室	変更なし	13,200円
1人室	〃	6,600円
2人室	〃	3,300円
2人室(1人で使用)	〃	4,950円